

議案第55号

つくばみらい市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例

(つくばみらい市部設置条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市部設置条例(平成18年つくばみらい市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号ク中「(公共下水道事業)の次に「及び農業集落排水事業」を加える。

(つくばみらい市特別会計条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市特別会計条例(平成18年つくばみらい市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる事業等」を「つくばみらい市市営分譲住宅事業」に改め、「図るため」の次に「つくばみらい市市営分譲住宅特別会計を」を加え、同条各号を削る。

第2条中「前条各号」を「前条」に改める。

第3条中「第1条各号」を「第1条」に改める。

(つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第11条中「年14.5パーセント」の次に「(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)」を加える。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

(つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第4条 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例(平成18年つくばみらい市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「市長」を「この条例」に、「つくばみらい市農業集落排水処理施設」を「農業集落排水処理施設」に、「を設置する。」を「の管

理に関し必要な事項を定めるものとする。」に改める。

第2条を削る。

第3条第2号中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改め、同条を第2条とし、第4条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

第25条中「規則で」を「市長が」に改め、同条を第24条とする。

別表第1を削り、別表第2中「第15条」を「第14条」に改め、同表を別表とする。

（つくばみらい市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部改正）

第5条 つくばみらい市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例（平成18年つくばみらい市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第10条中「規則で」を「市長が」に改める。

（つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第6条 つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「（農業集落排水事業及び）」を「及び農業集落排水事業（）」に改める。

第2条に次の1項を加える。

4 農業集落排水事業の名称、排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

(1) 各施設の名称、位置および区域は、別表に定めるとおりとする。

(2) 排水人口 9,060人

(3) 1日最大処理能力 2,588立方メートル

附則の次に次の別表を加える。

別表

名称	位置	処理区域
上平柳地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市上平柳1007番地2	上平柳
弥柳地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市弥柳940番地2	弥柳 山谷
高岡狸穴地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市狸穴1502番地2	高岡（狸穴住宅地区コミュニティ・プラント区域を除く。） 狸穴（狸穴住宅地区コミュニティ・プラント区域を除く。）
豊南部地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市長渡呂新田807番地2	長渡呂の一部（青木地区コミュニティ・プラント区域を除く。） 長渡呂新田の一部

		狸淵の一部
福岡地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市福岡2791番地	福岡 福岡台入会地 台 仁左衛門新田 南の一部
十和地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市樫木816番地	福岡の一部 南の一部 仁左衛門新田 上長沼 下長沼 日川 真木 押砂 箕輪 樫木 北袋 十和の一部
下小目地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市下小目2152番地	下小目 成瀬 鬼長の一部 古川の一部 加藤の一部
三島地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市中島301番地2	南太田の一部 伊丹の一部 戸茂 戸崎 中島 上島 福原

(つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例の一部改正)

第7条 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第161号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「市長」の次に「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」を加える。

(つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例の一部改正)

第8条 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例(平成21年つくばみらい市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「つくばみらい市

下水道事業会計予算」に改める。

第5条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前のそれぞれの条例の規定により市長に対してされている申請その他の手続き及び当該申請その他の手続に対して市長からなされた処分その他の行為は、この条例の施行日以後は、相当規定により水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に対してされた申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長からなされた処分その他の行為とみなす。

令和2年8月24日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

農業集落排水事業を地方公営企業法の全部適用することに伴い、関係条例について整理等を行う必要があるため、この条例案を提出するものです。

つくばみらい市部設置条例(平成18年つくばみらい市条例第6号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)：(略)</p> <p>(5) 都市建設部</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 下水道(公共下水道事業及び農業集落排水事業を除く。)</p> <p>に関すること。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市建設部</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 下水道(公共下水道事業_____を除く。)</p> <p>に関すること。</p>

つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第105号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(延滞金)</p> <p>第11条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日(第8条の規定による徴収猶予によって、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期日に応じ年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、<u>年7.25パーセント</u>)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 <u>当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下こ</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第11条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日(第8条の規定による徴収猶予によって、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期日に応じ年14.5パーセント _____ の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

の項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、
年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年
における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合
とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年
1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25
パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)
とする。

つくばみらい市農業集落排水処理施設条例(平成18年つくばみらい市条例第106号)新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域の生活環境の整備及び水質保全を図るため、<u>農業集落排水処理施設</u> (以下「農集排施設」という。)の<u>管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業等排水 第10条の規定により、排除について<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)</u>の許可を受けた営業等に伴い排出される排水をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(排水設備の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(排水設備工事の施工)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(排水設備計画の確認)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長は、地域の生活環境の整備及び水質保全を図るため、<u>つくばみらい市農業集落排水処理施設</u>(以下「農集排施設」という。)を<u>設置する。</u></p> <p>(名称、位置及び処理対象区域)</p> <p>第2条 <u>農集排施設の名称、位置及び処理対象区域は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業等排水 第10条の規定により、排除について<u>市長</u>の許可を受けた営業等に伴い排出される排水をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(排水設備の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(排水設備工事の施工)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(排水設備計画の確認)</p>

第5条 (略)

(排水設備工事の検査)

第6条 (略)

(排水設備の検査)

第7条 (略)

(供用の開始)

第8条 (略)

(営業等排水の排除制限)

第9条 (略)

(土砂等の排除の禁止)

第10条 (略)

(管理の義務)

第11条 (略)

(使用開始等の届出)

第12条 (略)

(使用料の徴収)

第13条 (略)

(使用料の算定)

第14条 (略)

(計測装置の取付け)

第15条 (略)

(使用料の減免)

第16条 (略)

第6条 (略)

(排水設備工事の検査)

第7条 (略)

(排水設備の検査)

第8条 (略)

(供用の開始)

第9条 (略)

(営業等排水の排除制限)

第10条 (略)

(土砂等の排除の禁止)

第11条 (略)

(管理の義務)

第12条 (略)

(使用開始等の届出)

第13条 (略)

(使用料の徴収)

第14条 (略)

(使用料の算定)

第15条 (略)

(計測装置の取付け)

第16条 (略)

(使用料の減免)

第17条 (略)

(負担義務)

第17条 (略)

(新設等の費用負担)

第18条 (略)

(排水施設の管理委託)

第19条 (略)

(代理人)

第20条 (略)

(公共ますの移設及び増設)

第21条 (略)

(管理不備による費用負担)

第22条 (略)

(排水施設付近での掘削)

第23条 (略)

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(削る)

(負担義務)

第18条 (略)

(新設等の費用負担)

第19条 (略)

(排水施設の管理委託)

第20条 (略)

(代理人)

第21条 (略)

(公共ますの移設及び増設)

第22条 (略)

(管理不備による費用負担)

第23条 (略)

(排水施設付近での掘削)

第24条 (略)

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	処理区域
上平柳地区農業集	つくばみらい市上平	上平柳
落排水処理施設	柳1007番地2	
弥柳山谷地区農業	つくばみらい市弥柳	弥柳
集落排水処理施設	940番地2	山谷

高岡狸穴地区農業 集落排水処理施設	つくばみらい市狸穴 1502番地2	高岡(狸穴住宅地区コ ミニティ・プラント区 域を除く。) 狸穴(狸穴住宅地区コ ミニティ・プラント区 域を除く。)
豊南部地区農業集 落排水処理施設	つくばみらい市長渡 呂新田807番地2	長渡呂の一部(青木地 区コミュニティ・プラン ト区域を除く。) 長渡呂新田の一部 狸淵の一部
福岡地区農業集落 排水処理施設	つくばみらい市福岡 2791番地	福岡 福岡台入会地 台 仁左衛門新田 南の一部
十和地区農業集落 排水処理施設	つくばみらい市樫木 816番地	福岡の一部 南の一部 仁左衛門新田 上長沼 下長沼 日川 真木 押砂 箕輪

		樫木 北袋 十和の一部
下小目地区農業集 落排水処理施設	つくばみらい市下小 目2152番地	下小目 成瀬 鬼長の一部 古川の一部 加藤の一部
三島地区農業集落 排水処理施設	つくばみらい市中島 301番地2	南太田の一部 伊丹の一部 戸茂 戸崎 中島 上島 福原

別表 (第14条関係)

区分	基本料金 (1使用月)	従量料金 (1立方メートルにつき)	
		汚水排水量	料金
一般 汚水	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

別表第2(第15条関係)

区分	基本料金 (1使用月)	従量料金 (1立方メートルにつき)	
		汚水排水量	料金
一般 汚水	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

つくばみらい市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例(平成18年つくばみらい市条例第107号)新旧対照表(第5条関係)

改正案	現行
<p>(徴収の方法)</p> <p>第5条 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「<u>市長</u>」という。)は、事業年度ごとに事業費の額及び分担金の額を確定し、受益者に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(徴収の方法)</p> <p>第5条 <u>市長</u> _____は、事業年度ごとに事業費の額及び分担金の額を確定し、受益者に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第127号)新旧対照表(第6条関係)

改正案	現行						
<p>(設置)</p> <p>第1条の2 生活用水その他の浄水を市民等に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業(コミュニティ・プラント事業を除く。))をいう。以下同じ。)を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>農業集落排水事業の名称、排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>各施設の名称、位置および区域は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>(2) <u>排水人口 9,060人</u></p> <p>(3) <u>1日最大処理能力 2,588立方メートル</u></p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="259 1246 1099 1391"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上平柳地区農業集落排水処理施設</td> <td>つくばみらい市上平柳1007番地2</td> <td>上平柳</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	処理区域	上平柳地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市上平柳1007番地2	上平柳	<p>(設置)</p> <p>第1条の2 生活用水その他の浄水を市民等に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業<u>(農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業を除く。)</u>)をいう。以下同じ。)を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
名称	位置	処理区域					
上平柳地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市上平柳1007番地2	上平柳					

弥柳地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市弥柳 940番地2	弥柳 山谷
高岡狸穴地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市狸穴 1502番地2	高岡(狸穴住宅地区コミュニティ・プラント区域を除く。) 狸穴(狸穴住宅地区コミュニティ・プラント区域を除く。)
豊南部地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市長渡呂新田807番地2	長渡呂の一部(青木地区コミュニティ・プラント区域を除く。) 長渡呂新田の一部 狸淵の一部
福岡地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市福岡 2791番地	福岡 福岡台入会地 台 仁左衛門新田 南の一部
十和地区農業集落排水処理施設	つくばみらい市樫木 816番地	福岡の一部 南の一部 仁左衛門新田 上長沼 下長沼 日川 真木

		押砂 箕輪 樫木 北袋 十和の一部
下小目地区農業集 落排水処理施設	つくばみらい市下小 目2152番地	下小目 成瀬 鬼長の一部 古川の一部 加藤の一部
三島地区農業集落 排水処理施設	つくばみらい市中島 301番地2	南太田の一部 伊丹の一部 戸茂 戸崎 中島 上島 福原

つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第161号)新旧対照表(第7条関係)

改正案	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を <u>行う市長を含む。)</u>の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長_____の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例(平成21年つくばみらい市条例第2号)新旧対照表(第8条関係)

改正案	現行
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、つくばみらい市下水道事業会計予算____で定める額とする。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、つくばみらい市下水道事業会計予算____に計上して、基金に繰り入れるものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 市長_____は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>